

## 奈良市の地域教育を考える懇話会開催要項

奈良市の地域教育を考える委員会設置要項（平成23年4月22日）の全部を改正する。

### （開催趣旨）

第1条 地域で決める学校予算事業、奈良市放課後子ども教室推進事業等（以下「事業」という。）を円滑に推進し、地域及び学校との連携の強化及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、奈良市の地域教育を考える懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

### （意見等を求める事項）

第2条 懇話会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項についての検討し、意見又は助言を行う。

- (1) 奈良市地域教育推進事業に関すること。
- (2) 事業に係るコーディネーターの育成及び研修に関すること。
- (3) その他地域教育推進事業に関し必要な事項に関すること。

### （参加者）

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会関係者
- (3) P T A関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 学校関係者
- (6) その他教育長が適当と認める者

2 前項の場合において、教育長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

### （運営）

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### （分科会）

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 教育長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

### （情報公開）

第6条 懇話会は奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）に基づき、原則公開する。その手続きについては、奈良市審議会等の会議の公開に関する指針に準じて行う。

### （庶務）

第7条 懇話会の庶務は、地域教育課において処理する。

### （雑則）

第8条 この要項に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

### 附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。